

# ものづくり企業立地継続補助金について

- ものづくり企業の立地継続を支援するため、**防音、防臭、防振等の操業環境の改善**にかかる経費を一部助成

## 東京都との連携事業

- 【対象者】
- (1) 大田区内に本社又は事業所の登記があり、東京都内で1年以上継続してものづくり企業を営む中小企業者
  - (2) 大田区外(東京都内)で1年以上継続してものづくり企業を営み、新たに大田区内へ移転する中小企業者

## 【制度概要】

- 補助率：**補助対象経費の3/4** ○補助上限額：375万円
  - 助成対象となる事業規模：対象経費の合計が100万円以上
  - 対象経費：現工場の改修費、建物付帯設備の整備費（防音、防臭、防振等に限る）、工場移転に伴う機械設備の輸送・設置費
- ※当補助金は工場の新増築及び工業専用地域に立地する工場の改修については対象外です。**  
(他の用途地域に接している工場は対象になる場合があります。)

## 【申請期間】

令和8年4月1日～令和8年12月末日

※ただし、支払いまでを令和9年3月15日までに終わるものに限り、期限を超える場合、補助金の支払いができません。

## ★過去の活用事例

- ・防音のための外壁改修
- ・防臭対策のための設備更新（著しい操業環境改善効果が見込まれるものに限る）
- ・操業環境に配慮した工場への移転
- ・静音機能の高いコンプレッサーの導入

【問合せ先】 一般社団法人日本立地センター 電話03-5801-9840

※助成金相談・申請受付業務を日本立地センターに委託しております。

日本立地センター担当者が現場に訪問し、お話を伺うことで、よりきめ細やかなご相談が可能です。

【担当】 大田区産業振興課 電話03-5744-1376

【補助金の申し込みができる方】以下の1、2いずれかに該当する事業者であること。

- 1 大田区内に本社又は事業所の登記があり、東京都内で1年以上継続してものづくり企業を営む中小企業者
- 2 大田区外(東京都内)で1年以上継続してものづくり企業を営み、新たに大田区内へ移転する中小企業者

【対象経費】

- 1 工場の改修事業 **※新增築は対象外**
  - (1) 現工場の改修費
  - (2) 建物付帯設備の整備費
  - (3) 区内移転先工場の改修費・建物付帯設備の整備費
- 2 周辺環境及び近隣住民等へ配慮するために行う工場の移転事業（一部移転を含む）
  - (1) 区内への工場移転に伴う機械設備の輸送・設置費
  - (2) 現工場改修、増築、建替に伴う一時移転に係る都内貸工場の賃借費
  - (3) (2)の一時移転に伴う機械設備の輸送・設置費
- 3 設備更新・導入事業
  - (1) 現工場に設置されている生産に要する設備等の更新・設置費
  - (2) 現工場に設置されている生産に要する設備に取り付ける装置又は敷地内に新たに設置する設備導入費
- 4 住民受入環境の環境の整備に係る費用

【提出書類】各正本1部、副本（写し）1部をご用意ください。

- (1) 大田区ものづくり企業立地継続補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) 企業概要（パンフレット）
- (3) (法人) 法人登記事項証明書及び定款の写し、(個人) 個人事業の開業・廃業届出書の写し
- (4) 決算報告書、貸借対照表及び損益計算書の写し（直近3期分）
- (5) 法人事業税・都民税、固定資産税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（直近3期分）
- (6) 計画概要資料（工場の位置図、写真等）
- (7) 経費積算に係る見積書
- (8) 印鑑登録証明書
- (9) 工場設置認可書の写し
- (10) 建築概要書の写し（工場改修、工場移転の場合に添付してください。）

**※申請書類はA4サイズで統一ください。また、図面等添付資料は最大A3サイズまでとしてください。**

【補助金交付決定について】

申請内容については、区の審査会を経た後に東京都が内容審査を行います。東京都が内容を適正と判断した場合に区から補助金交付決定を行います。なお、契約行為を含む事業着手は、区による交付決定日以降となりますので、ご注意ください。（交付決定日以前の事業着手については別途ご相談ください。）

【その他】

- (1) 既存の区補助金と併用することは原則不可です。ただし、複数の工場がある場合等区補助金も交付可能な場合がありますのでご相談ください。
- (2) **交付決定日以降に契約締結する事業が対象となります。その日以前に契約した事業は対象外となりますのでご注意ください。**
- (3) 当該事業は、**交付決定日から翌年3月15日までに完了（支払等手続きの完了）する必要がある**ります。
- (4) **工業専用地域に立地する工場の改修については対象になりません。**他の用途地域に接している工場は対象になる場合がありますのでご相談ください。
- (5) 処分、廃棄等撤去を含む場合、「**マニフェスト（産業廃棄物管理票）**」の提出が必須となります。見積もりの段階で必ず確認してください。マニフェストがでないものについて**申請を受け付けることはできません。**
- (6) 東京都との連携事業となります。事業内容に応じて東京都へ確認をするため、時間を要する場合があります。予めご了承ください。